(4)　一連の凶悪事件で重要な役割を果たした上祐及び松本明香里が、現在も本団体の役員として活動しているほか、麻原奪還を企て武器等を調達しようとしたロシア人構成員や、いわゆるサリン量産プラント建設事件及び武器等製造法違反事件等の各種犯罪行為に関与した構成員を多数擁するなど、現在も違法事案を引き起こすおそれのある者が存在していること

(5)　第四回期間更新決定後、前記1(一)(2)及び(4)記載のとおり、本団体が、構成員数及び資産を増加させるとともに、未成年の構成員に対しても、麻原への絶対的帰依を扶植していること

等の事実から、本団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認められる。

3　引き続き本団体の活動状況を継続して明らかにする必要性（法第五条第四項）

本団体に対しては、本件観察処分決定並びに平成十五年一月、平成十八年一月、平成二十一年一月及び平成二十四年一月の本件観察処分決定に係る処分の期間を更新する決定に基づき、平成二十六年九月末までに、延べ二百八十回の立入検査、延べ五十九回の報告徴取を実施し、五十三の関係地方公共団体の長に延べ七百五十回にわたってその調査結果を提供してきたが、以下のとおり、引き続き本団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる。

(一)　本団体の閉鎖性、欺まん性に起因して活動状況を把握することが困難であること

(1)　本団体は、現在も、出家した構成員をその管理下の施設に集団居住させ、食事等の日常的な行為を管理統制して閉鎖的な居住空間を形成した上、出家した構成員と外部との接触を困難にして、一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築している。また、立入検査に対しても、公安調査官の質問に答えないなど、組織ぐるみで非協力的な姿勢を徹底しており、その組織体質は依然として閉鎖的である。

(2)　法に基づく公安調査庁長官に対する報告においても、構成員の一部を殊更報告せず、活動に関する意思決定についても実態に即した内容を報告しないなどの不正確な報告を繰り返しており、組織の実態や活動の内容を秘匿しようとする姿勢が顕著である。また、外形的には両サリン事件等の被害者及び被害者遺族に対する謝罪や賠償の履行状況等を公表するなどしているが、実際には、多額の現金及び預貯金等の資産を有しながら、被害者及び被害者遺族に対する十分な賠償をしていないばかりか、両サリン事件を正当化する指導を行うなど、その組織体質は依然として欺まん的である。

(二)　「外部監査」と称する取組が、「ひかりの輪」の在り方自体を変化させるものとはなっていないこと

「ひかりの輪」は、「外部監査」と称する取組を実施しているが、以下のとおり、外部監査とは言えないものである。すなわち、外部監査委員の中に、就任以前から「ひかりの輪」の活動に協力するなど、既に接点を有している者が存在しているなど、その独立性も確保されていない上、監査の重要な要素である帳簿書類の検査がなされておらず、認知症の高齢者から悪質な手段を用いて寄附金を徴収したり、旅行業法に抵触する手法を用いて資金獲得を図っている「ひかりの輪」の実態に対しても、外部監査委員会が、勧告するなどした事実は認められない。また、「外部監査」と称する取組が、麻原から脱却させるためのものとなっていないことは、前記2(一)(2)で述べたとおり、構成員が現在も麻原及び麻原の説く教義に従う意思を吐露し、深い帰依心を示していることからして、自明の理である。したがって、「外部監査」と称する取組によって、「ひかりの輪」の組織体質が改善されたとは認められず、その在り方自体を変化させていくものとはなっていないことは明らかである。

(三)　本団体管理下の施設周辺に居住する地域住民が恐怖感・不安感を有し、両サリン事件等の被害者及び被害者遺族や関係地方公共団体等も観察処分の継続を求めていること

第四回期間更新決定後も、本団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があることから、両サリン事件等における被害者及び被害者遺族は、本団体の解散や観察処分の継続、本団体の活動規制の強化を切望している。また、本団体の施設周辺に居住する地域住民も、本団体の組織体質が依然として閉鎖的かつ欺まん的であることに起因し、本団体に対して、再び無差別大量殺人行為に及ぶのではないかなどとの恐怖感・不安感を抱いている。

そのため、地域住民によって組織された協議会は、本団体の解散等を求める各種集会・デモ、署名活動等を実施し、国等に対して観察処分の期間の更新を求める要請等を行っているほか、関係地方公共団体も、国に対して同様の要請を行っている。そして、関係地方公共団体からは、法第三十二条に基づく調査結果の提供の請求が多数回にわたってなされているが、このことは、観察処分に基づく調査の結果得た情報に対する需要が極めて大きいことを示している。したがって、本件観察処分を継続し、本団体の活動状況を引き続き明らかにするとともに、その結果得られた情報を関係地方公共団体に提供することにより、地域住民の恐怖感・不安感の解消・緩和に努め、法の目的を達成する必要がある。

(四)　小括

以上のとおり、依然として本団体の閉鎖性、欺まん性が顕著であり、地域住民は恐怖感・不安感を抱いている上、近年、本団体が構成員や資産を増加させている状況下で、本件観察処分がその期間を満了して終了し、立入検査や報告徴取が不可能となった場合には、活動状況を知ることが困難となり、無差別大量殺人行為に結び付く本団体の危険な要素の増大を適時的確に把握することができなくなるほか、地域住民の恐怖感・不安感の解消・緩和に応えることができなくなる。また、「ひかりの輪」については、依然として麻原の影響下にあり、その組織体質にいささかの変化もみられないことから、観察処分を免れれば、麻原への絶対的帰依を明示的に強調する活動を再開するおそれがあり、「Aleph」から「ひかりの輪」へ構成員が大量に流入するなど、受け皿としての役割を担うことも懸念される。

したがって、本団体に対して、本件観察処分決定に係る処分の期間を更新し、活動状況を継続して明らかにする必要性がある。

三　陳述書の提出先及び提出期限

1　陳述書の提出先

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

中央合同庁舎六号館赤れんが棟

公安審査委員会

2　陳述書の提出期限

平成二十六年十二月二十四日

○農林水産省告示第千七百六十一号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第六条第二項及び第八条第二項の規定に基づき、平成十三年三月十四日農林水産省告示第三百三十二号（農産物検査法施行規則の規定に基づき標準計測方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月八日

農林水産大臣　西川　公也

第1の6の(3)の②中「0.01ｇ」の下に「（測定を行った結果について数値を整理して、整数とする場合にあっては、0.1ｇ）」を加える。

第2の5の(1)の②中「及びはかり」を「（天びんが付属しており、かつ、当該天びんを用いてひょう量する場合（以下「天びんを用いる場合」という。）以外の場合にあっては、装置及びはかり）」に改め、同(1)の③のウの(ｲ)中「装置に天びんが付属しており、かつ、当該天びんを用いてひょう量する場合」を「天びんを用いる場合」に改め、同(2)の②中「ヘクトリットルキログラム計」の下に「（天びんを用いる場合以外の場合にあっては、装置及びはかり）」を加え、同(2)の③のアの(ｴ)中「はかり」を「天びんを用いる場合にあっては、当該天びん」に改め、同アの(ｵ)中「はかりを」を「天びんを用いる場合にあっては、当該天びんを」に、「もとし」